

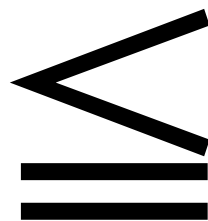
【家計急変世帯の判定方法のイメージ】

① 収入による申出の場合

令和4年1月以降の任意
の1ヵ月の収入
×
12ヵ月(年収換算)

② 所得による申出の場合

年間収入見込額
－
控除額(給与所得控除額＋
事業収入等経費＋
公的年金等控除)



扶養している親族 の状況	非課税相当 収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身又は扶養親族 がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族 (計1名)を扶養し ている場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族 (計2名)を扶養し ている場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族 (計3名)を扶養し ている場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族 (計4名)を扶養し ている場合	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年 者、寡婦、ひとり 親の場合	204.3万円	135.0万円

① 収入による申出の場合

- 令和4年1月以降の任意の1ヵ月の収入に12倍した年間収入見込額と非課税相当**収入**限度額を比較し、**年間収入見込額のほうが低ければ、支給対象となる。**

② 所得による申出の場合

- 年間収入見込額から各控除額(給与所得控除額＋事業収入等経費＋公的年金等控除)を差し引いた年間所得見込額と非課税相当**所得**限度額を比較し、**年間所得見込額のほうが低ければ、支給対象となる。**